

ときわ台サッカークラブ規約

第1条：名称と団体の種類

本クラブの名称は“ときわ台サッカークラブ”である。

本クラブはボランティア活動で成立している団体であり、会長、副会長、コーチスタッフ、審判員、保護者（サポーター）、選手によって構成され、また運営されているスポーツ団体である。

ただしOBの学生コーチにアルバイト代を払う場合がある。

本クラブの連絡場所は、会長の自宅に置くものとする。

第2条：目的

サッカーを通じて、子供の健全な成長の手助けをする。

友達や地域の人々とよいコミュニケーションを取れる人間形成の手助けをする。

第3条：入会と退会

- 入会資格： 幼児（年中、年長）と小学校1～6年生

入会を希望する者は、この規約をよく読み同意の上、保護者が入会申込書に署名捺印をして提出し速やかに第4条のクラブ運営費を支払う。

- 退会手続き： 担当コーチと世話役へはっきりと退会の意思を告げて、承諾を得る。
(小学校を卒業する時はこの手続きは不要。)

第4条：クラブ運営費（月謝）

- 入会金： 3,000円
- 毎月のクラブ会費（月謝）

キッズ 注1	低学年	中学年	高学年
0円	2,000円	3,000円	4,000円

注1： キッズの月謝は 2019年4月より 1,000円/月に変更されます。

- 振り込み先銀行
ときわ台サッカークラブの入会案内に記載
- 振込の時期（半年毎の月謝振込みとする）
 - 4月末までに、4月～9月の半年分の会費を振込む
 - 10月末までに、10月～3月の半年分の会費を振込む

注) 途中入会の場合は、入会金と9月分まで（又は翌年の3月分まで）の月謝を振込む

例) 7月に低学年に入会：入会金 3,000円+2,000円×3（7-9月分）=9,000円

- 途中で退会した場合は返金する。
- クラブ会費の日割り計算はしない。

- 天候やグラウンド確保が出来ない等の理由で活動回数が減っても会費の減額はしない。
- ケガや他の理由で休会する時は、月謝は月単位で免除される。(コーチへ届け出が必要)。
- 合宿や遠征の時は別途費用が必要になる。
- クラブ運営費の会計報告は毎年4月の総会で行われる。

第5条：総会と運営スタッフの選出

毎年4月にクラブの総会を開催して次の事を決める。

- 会長1名、副会長2名、コーチ数名、審判員数名の選任
- 世話役数名、まとめ役1名、会計2名、ホームページ担当数名の選任
- 前年の事業報告、新年の事業計画(大会参加の計画)
- 前年度の予算報告と新年度の予算計画の承認
- 規約の変更や、新年度の活動に関する意見交換

第6条：活動に伴うリスクに対する考え

- 本クラブは入会時にスポーツ安全保険に加入する。
(詳しくは <http://www.sportsanzen.org/> 加入区分=A1)
- スポーツ安全保険は年度単位加入なので、2-3月の新規保険加入は行わないで4月から加入とする。
- クラブの活動時の事故に関して、このスポーツ安全保険の補償範囲がクラブの責任範囲とする。
- 練習場、試合会場、集合場所への子供の送り迎えが必要か否かの判断は、保護者が行うものとする。
- 遠征合宿や試合会場への移動で、コーチスタッフや保護者の運転する自動車で行った事故は、その自動車の任意保険で補償される範囲が、クラブ及び運転者の責任範囲とする。
- 当クラブの会員と保護者(サポータ)は、クラブの活動時に事故が発生した場合も、上記の責任範囲を超えた請求や追及は一切できない事とする。

第7条：細則その他

本規約に定めが無い事項は、会員の保護者(サポータ)と運営スタッフが話し合いで決定する。必要に応じて臨時総会を開催する。

本規約は2017年4月2日より施行する。